

8 介護事業者の健全な発展

これまで行政と介護事業者とのかかわりは、主に施設基準に基づく、指導や監査といったいわゆる規制行政が中心でしたが、今後は介護業界を産業として捉え、より良い経営、より良いサービスを提供する事業者を行政が支援していくという姿勢が求められています。

(1) 介護サービス事業者の指導・監督

① 介護サービス事業者等の指定等

現状と課題

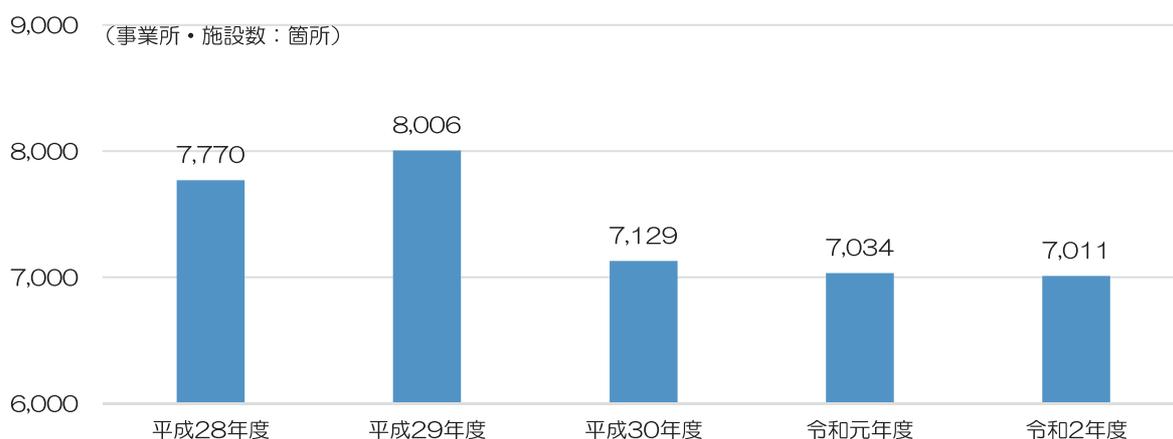
県では、介護保険法に基づき、介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業者等市町村所管分を除く。）の指定等を行っています。（図表Ⅲ－88）

介護サービスは、市町村の介護保険給付の円滑な実施に関する計画である市町村介護保険事業計画に基づき提供されなければなりません。このため、介護サービス事業者が指定申請を行うに当たっては、地域の需要等を踏まえて、市町村と十分な協議を行う必要があります。県では、必要に応じて指定申請者から意見を徴したうえで、指定を行わないことや、条件を付した指定を行う場合があります。

介護サービス事業者等の指定に当たり、開設者は法令に定める指定申請書類を提出することとされています。国では、介護分野の文書に係る負担軽減のため、申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進めるための検討を行っていることから、国の動きを踏まえて、申請様式の簡素化・標準化等を進める必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ－88 介護サービス事業者等の指定状況（各年度4月1日の状況）



資料：県高齢福祉保険課

施策の方向性

市町村が提出する意見や、県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を踏まえ、介護保険法に基づき、介護サービス事業者等の指定等を行います。

具体的施策

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定に当たり、指定を受けようとする事業者に対しては事業所が所在する市町村の意見を聞くよう求め、市町村から意見が提出された場合は、その意見を踏まえ、必要に応じて条件を付した指定等を行います。
- 介護サービス事業者等のうち、特別養護老人ホームについては県の老人福祉計画の、介護老人保健施設、介護医療院及び特定施設入居者生活介護については県の介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、指定等を行わないこととします。
- 県は、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護サービスの指定申請を受けた場合で、次のいずれにも該当するときは、必要に応じて指定申請者から意見を徴したうえで、指定を行わないことや、条件を付した指定を行います。
 - ・ 市町村が定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービスの普及のため、これらのサービスが当該市町村の区域内にある場合又は市町村がこれらのサービスの事業者を公募している場合であって、当該市町村又は当該市町村内の日常生活圏域における訪問介護・通所介護・短期入所生活介護サービスの量が、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している場合又は見込量を超えることになるときや、市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき
 - ・ 当該市町村又は市町村が定める日常生活圏域を実施地域とする訪問介護・通所介護・短期入所生活介護サービスに係る指定申請が県に提出された場合であって、市町村から県に訪問介護・通所介護・短期入所生活介護サービスの指定について協議を求められたとき
- 申請様式の簡素化・標準化等を進めます。

② 介護サービス事業者等への指導

現状と課題

高齢者への虐待、身体拘束を伴う不適切な介護サービスの提供、不正な介護給付の請求などにより、指定取消等の処分を受ける介護サービス事業者等が全国的に見られていることから、集団指導や実地指導を通じて、適切な運営を図るよう指導しています。

介護サービス事業者等への指導監督にあたっては、介護保険制度が適正に運営されるよう制度についての理解を求めるとともに、介護給付適正化システムを活用したデータ分析に基づき、重点的に実施する必要があります。

併せて、介護サービス事業所の中には、利用者へのサービス提供、職員の育成、非常災害・感染症対策、地域貢献等の施設運営上の工夫を凝らした特色ある取組を進めている事例もあることから、こうした好事例を広めていくことも重要です。

施策の方向性

介護サービス事業所や介護保険施設における高齢者への虐待、身体拘束を伴う不適切な介護サービスの提供、不正な介護給付の請求等不正事案の未然防止のため、毎年定期的に集団指導や実地指導を実施するとともに、不正事案が発生した場合は速やかに監査を行います。

併せて、施設運営上の特色ある取組を広めます。

具体的施策

- 介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とし、介護サービス事業所や介護保険施設における虐待、不適正な事業運営や介護報酬算定等不正事案を未然に防止するため、介護保険制度における指定基準、介護報酬算定方法等について、集団指導や実地指導により介護サービス事業者等を指導します。
- 介護保険施設への実地指導は、原則として2年に1回実施します。また、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者への実地指導は、毎年度実施計画を策定し、計画的に実施するほか、次に掲げる項目に該当する事業所について、重点的に実施します。
 - ・ 集合住宅の運営事業者と同一の事業者が訪問介護事業・通所介護事業を実施しているもの及び特定施設入居者生活介護事業所
 - ・ 支給限度額に対する計画単位数の割合が高いもの
 - ・ 処遇改善加算に関する事務処理手順について確認が必要と認められるもの
 - ・ 集団指導に出席しない事業所
- 利用者等から介護サービス事業者等の介護報酬請求等に関する苦情があった場合には、苦情内容を確認の上、事業者に対して指導を行います。
- 介護サービス事業者等への実地指導の結果、過剰なサービスが提供されていると認められるなどの場合は、必要に応じて市町村に情報提供を行い、ケアプランのチェック等を文書により要請します。
- 市町村及び利用者等からの情報提供により不正が疑われる介護サービス事業者等に対して重点的に実地指導及び監査を実施し、その結果、不正又は不適正があったと認められる事業者等に対しては、基準を遵守するよう勧告、命令を行うとともに、事案の内容に応じて、指定取消

処分等を行います。

- 利用者へのサービス提供、職員の育成、非常災害対策、地域貢献等の施設運営上の工夫を凝らした特色ある取組を収集し、集団指導等を活用して展開します。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---|-----------------|-----------------|
| 利用者等から介護サービス事業者等の介護報酬請求等に関する苦情があった場合の現地指導等の対応 | 100% (令和2年度) | 100% (令和5年度) |

③ 事故への対応

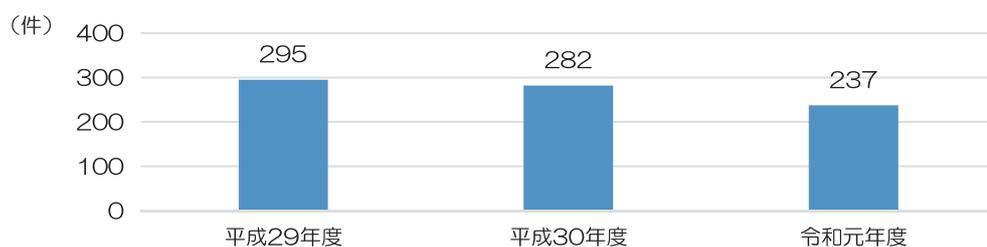
現状と課題

介護サービスの提供に当たって、利用者の事故の防止に努めることは介護サービス事業者等の責務です。

利用者に事故が発生した場合、介護サービス事業者等は速やかに保険者及び指導権限を持つ者（県又は市町村）、利用者の家族等への連絡など、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因を究明し、再発防止の対策を講じる必要があります。

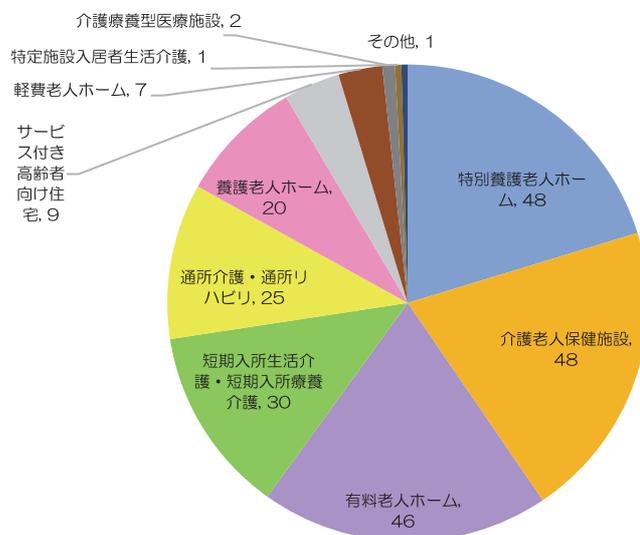
【関連データ】

図表Ⅲ－90－1 事故報告件数



資料：県高齢福祉保険課

図表Ⅲ－90－2 事故報告の施設種別内訳（令和元年度、N=237）



資料：県高齢福祉保険課

施策の方向性

事故の発生防止及び事故が発生した場合の対応について、集団指導等において、介護サービス事業者等を指導します。

具体的施策

- 事業所・施設内での事故について、保険者及び指導権限を持つ者（県又は市町村）に報告しなければならないことを介護サービス事業者等に対して周知するとともに、事故が発生した場合は、事故の発生原因を究明し再発防止策を講じるよう指導します。
- 事業所・施設内での事故を未然に防止するため、介護サービス事業者等に対し事故発生防止マニュアル等を作成すること及び当該マニュアル等の内容を職員へ周知すること等を指導します。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---------------------------|------------------|---------------|
| 介護サービスの提供の場における利用者の事故報告件数 | 237 件 (令和元年度) | 減少 (令和5年度) |

④ 苦情相談等への対応

現状と課題

市町村及び青森県国民健康保険団体連合会が事務局を務める介護サービス苦情処理委員会は、介護サービスに関する苦情相談に対応しています。

また、福祉サービス全体に対する苦情を解決するため、社会福祉法人青森県社会福祉協議会に青森県運営適正化委員会が設置されています。

県は、介護サービス事業者等に対する指導権限を持つため、相談の内容から指定基準違反等が疑われる場合は、実地指導又は監査を実施しています。

苦情相談への対応は、介護保険制度への信頼を高め、より適切な介護サービスの提供につなげていく上で重要なことから、関係機関と連携して適切な対応を行う必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ－91 苦情相談機関が受け付けた苦情相談の内容別内訳（令和元年度）

| （青森県国民健康保険団体連合会） | | （青森県運営適正化委員会） | |
|------------------|-------|---------------|-------|
| 相談内容 | 件数（件） | 相談内容 | 件数（件） |
| 介護サービスに関するもの | 11 | 職員の待遇 | 14 |
| 要介護認定に関するもの | 3 | 説明・情報提供 | 5 |
| 介護保険料に関するもの | 2 | サービスの質や量 | 3 |
| ケアマネジャーに関するもの | 2 | 利用料 | 3 |
| 利用者負担に関するもの | 2 | 被害・損害 | 2 |
| ケアプランに関するもの | 1 | 権利侵害 | 1 |
| その他 | 9 | その他 | 2 |
| 合計 | 30 | 合計 | 30 |

資料：県高齢福祉保険課

施策の方向性

苦情相談については、介護サービスの適正な利用と質の向上に向けた見直しを図るための好機と捉え、関係機関と連携し、適切に対応します。

具体的施策

- 利用者及びその家族からの苦情相談に対しては、市町村及び関係機関と連携し、苦情相談の内容に応じ、次のとおり対応します。
 - ・ 介護サービスの提供内容に関して是正・改善が必要と考えられる場合は、介護サービス事業者等に対して実地指導を行います。
 - ・ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合や、介護給付費に係る不正請求が疑われる場合など、介護サービス事業者等の事業運営に不正若しくは著しい不当が疑われる場合は、必要に応じて市町村と連携し監査を行うとともに、監査の結果、事業運営に不正若しくは著しい不当が認められた場合は必要な処分を行います。

- 介護サービス事業者等に対し、利用者への苦情相談窓口の周知を行うよう指導するとともに、市町村及び関係機関に対して住民への周知を要請します。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|---|-----------------|-----------------|
| 利用者等から介護サービス事業者等の介護報酬請求等に関する苦情があった場合の現地指導等の対応 | 100% (令和2年度) | 100% (令和5年度) |

⑤ 施設における虐待の防止

現状と課題

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に定義される養介護施設従事者等による虐待事例は、平成30年度において、本県では6件発生しています。（図表Ⅲ-92）

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者には、速やかに市町村に通報するよう義務が課せられています。

また、市町村は虐待の通報・届出を受けた際には、速やかに虐待の事実の確認、緊急対応の必要性等を判断し、高齢者の保護の措置等を講ずる必要があります。

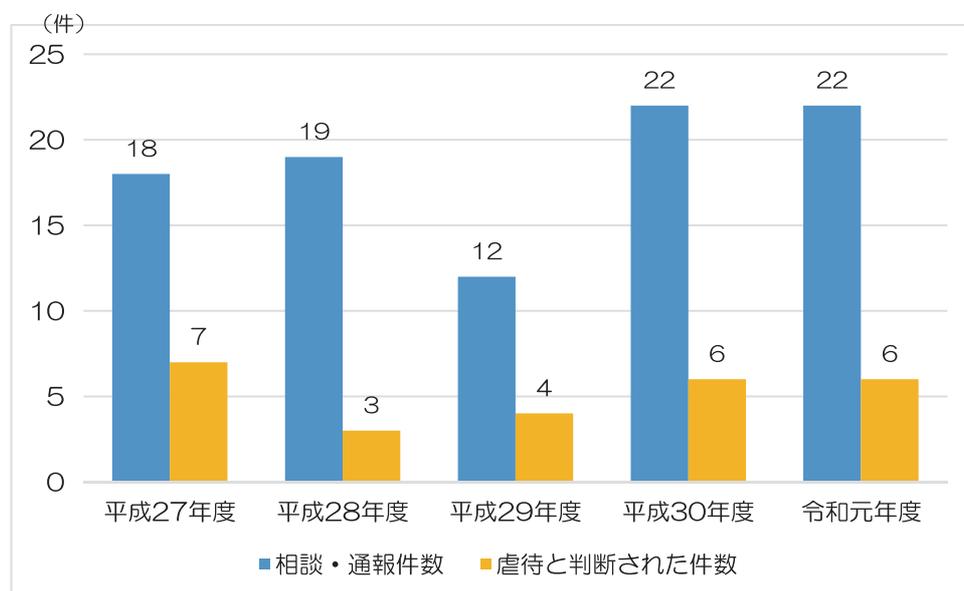
県では、市町村による事実確認を受け、必要に応じて、老人福祉法及び介護保険法に基づき、施設への立入検査や報告徴収を行っています。

施設内虐待につながる不適切ケアは、施設職員と利用者という特定・固有の関係の中で常に発生する可能性があることを意識して、高齢者虐待防止に向けて、法人全体で取り組むことが必要です。

高齢者虐待の発生要因や累計は複雑であり、その解決及び防止のために専門職からソーシャルワークや法的な側面からの支援も必要です。

【関連データ】

図表Ⅲ-92 養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数



資料：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査」

施策の方向性

- 施設内において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務、養介護施設における適切な虐待防止体制の整備等について、介護施設の職員全てがこのことを遵守するよう、周知徹底を図ります。
- 市町村における高齢者虐待防止のための取組を支援します。

具体的施策

- 介護施設等を運営する法人及び養介護施設に対し、集団指導や施設指導監査等を通じて、虐待防止の徹底を図るとともに、高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待防止のための次の取組の徹底を求めます。
 - ・ 自ら企画した虐待防止に関する研修の定期的な実施
 - ・ 管理者等の責任の下、苦情処理体制の適切な運用
 - ・ 職員に対するストレスケアマネジメントやメンタルヘルスに配慮した面談等のケアの組織的な実施・対応
 - ・ 業務管理体制全般の常時自主的な転換及び必要に応じた体制の見直しや運用の改善
- 介護においては「身体拘束ゼロ」が基本であること、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は虐待であること、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、①切迫性、②非代替性、③一時性の全てを満たすかどうかを常に確認するとともに、身体拘束の適正化に向けて必要な次の措置を徹底することを、集団指導等を通じて求めます。

(全ての施設等)

 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

(緊急やむを得ず身体拘束を実施する施設等)

 - ・ その態様・時間・入所者の心身の状況・緊急やむを得ない理由をその都度記録すること。
- 弁護士、社会福祉士を派遣し、高齢者虐待や権利擁護に係る処遇困難事例について市町村を支援する事業を引き続き実施します。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|----------------------|----------------|---------------|
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数 | 6件 (平成30年度) | 減少 (令和5年度) |

⑥ 非常災害及び感染症への対応

現状と課題

近年、台風や豪雨等の自然災害が発生する中で、災害の発生が予測される地域に立地する介護施設等にあつては、災害発生時に施設利用者を迅速に安全な場所へ避難させること最優先に対応する必要があることから、平常時から災害発生を想定した避難対策に努めることが重要です。そのためには、立地する地域・地形によって起こりうる災害に網羅的に対応できる非常災害対策を策定し、避難訓練を実施することが求められるとともに、老朽化した施設については、維持補修を行いつつ、計画的に更新・改築を検討することが求められます。

また、新型コロナウイルスをはじめ感染症の予防及び発生時の対応については、各施設等の運営基準等を踏まえ、厚生労働省が公表する「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に、各施設が作成する指針等に基づき適切かつ迅速に対応する必要があります。

なお、国では、これら自然災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするため、全ての介護サービス事業者を対象に事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）策定の義務付けの方針が決定されたところであり、確実な対応が求められています。

施策の方向性

介護サービス事業所等が、非常災害及び感染症に適切かつ迅速な対応を図るよう、周知啓発を行います。

具体的施策

- 介護サービス事業所等が、各事業所等の実情に応じた非常災害対策計画の策定や感染症対策の指針等策定し、適切に対策を講じるよう、集団指導や立入検査等を通じて指導・助言します。
- 新型コロナウイルス感染症に職員や利用者が感染した介護サービス事業所等に対し、衛生用品の供給や応援職員の派遣調整等により、必要なサービスが継続されるよう支援します。
- 介護施設等が災害や感染症発生時にあつても最低限のサービス提供を継続できるよう、事業継続計画（BCP）の作成について啓発します。

⑦ 介護サービス情報の公表

現状と課題

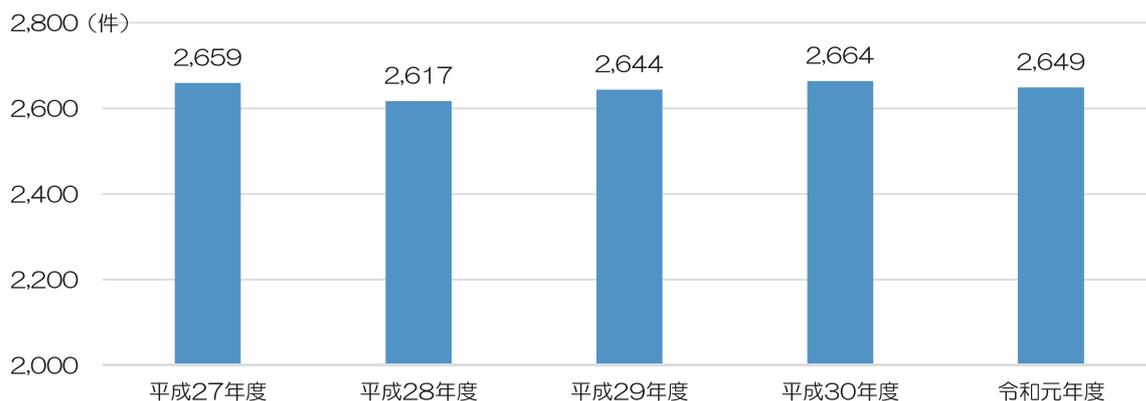
高齢者本人や家族が自らに合った介護サービス事業所を主体的に選択できるように、介護サービス事業者等は、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報をわかりやすく適切に公表していく必要があります。

県では、介護サービス事業者等から情報の提供を受け、指定基準への適合状況や事業内容について「介護サービス情報公表制度」により情報を公表しています。（図表Ⅲ－89）平成27年4月からは、地域で在宅生活を継続するために必要な地域資源の活用と、介護サービス事業所の雇用管理の取組を推進するため、地域包括支援センターの情報、生活支援サービスや介護予防の情報、介護従事者に関する情報が追加されています。

また、介護人材の確保が重要となっていることから、就業希望者が事業所を選択する際に必要と考えられる情報について、県が介護サービス事業者等から情報の提供を受け、適切に公表する必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ－89 介護サービス事業所・施設における介護サービス情報公表件数



資料：県高齢福祉保険課

施策の方向性

事業者が提供するサービス、職員数、職員処遇の状況、その他利用者処遇に当たって特記すべき事項等、利用者及び就業希望者が事業者を選択する際に参考となる情報を提供します。

具体的施策

- 法令により介護サービス事業者等から県への報告が義務付けられている基本情報（事業者名や職員数等）及び運営情報（介護サービスの質の確保のために講じている措置等）のほか、青森県介護サービス事業所認証評価制度による県の認証の有無について、「介護サービス情報公表システム」により公表します。

また、公表した情報の中に、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」を受審した場合はその結果を表示し、利用者の適切なサービス選択に資するための情

報とします。なお、福祉サービス第三者評価を受審した福祉サービス事業所の評価結果については、「福祉サービス情報ネット」において閲覧できます。

- 青森県介護サービス事業所認証評価制度における認証事業所については、青森県介護人材確保・定着応援サイト「かいご応援ネットあおもり」に掲載します。
- 青森県内の社会福祉法人への就職情報については、「青森県社会福祉法人情報検索サイト」に掲載します。また、社会福祉法人の現況報告書等については、独立行政法人福祉医療機構のホームページ「WAM NET」のサービス「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にてダウンロードできます。

達成目標

| 指標名 | 現状 | 目標 |
|----------------|-------------------|------------------|
| 介護サービス情報の公表の頻度 | 随時 第7期（H30～R2） | 随時 第8期（R3～R5） |

コラム

（関連サイトのURL）

| 区分 | ホームページ | URL |
|------------------|------------------|---|
| 介護サービス情報 | 介護サービス情報公表システム | https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/ |
| 福祉サービス第三者評価の評価結果 | 福祉サービス情報ネット | http://aohyouka.jp/ |
| 青森県介護サービス認証事業所 | かいご応援ネットあおもり | http://www.aomori-kaigo.net/ |
| 県内社会福祉法人への就職情報 | 青森県社会福祉法人情報検索サイト | https://www.aomori-sws.jp/ |
| 社会福祉法人の現況報告書等 | WAM NET | http://www.wam.go.jp/ （社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム） |

(2) 青森県の主要産業として

現状と課題

日本の主要産業の市場規模を比較すると介護産業は10兆円を超えるとされており、医療産業と併せて今後も成長が見込まれる産業の一つとなっています。

実際、令和元年度に介護給付費として青森県内各保険者から介護保険サービス事業者へ支払われた額は1,321億円余となっており、単純計算で一日当たり3億円以上が県内を循環している計算となります。本県の「医療、福祉」分野の産業就業者数は、「卸売業、小売業」に次いで、地域で多くの雇用を生み出す産業となっている一方で、本県の福祉関連の有効求人倍率は、全産業の2倍以上という高水準となっており、雇用の受け皿となっています。(図表Ⅲ-93、94、75) 加えて、介護現場がかかえる課題を県内のものづくり企業やサービス事業者が連携して解決することで、本県のライフ関連産業における雇用の創出にもつながり、地域全体の活力を向上させていくことも期待されます。

福祉、介護業界において雇用改善管理等により魅力ある職場づくりを進めることは、やりがいと誇りを持って働くことができる良質な雇用の場につながり、若者の県外流出防止、経済的不安を持たず結婚できる若者の増加、ひいては地域の活性化や人口減少対策につながる重要な取組であると言えます。

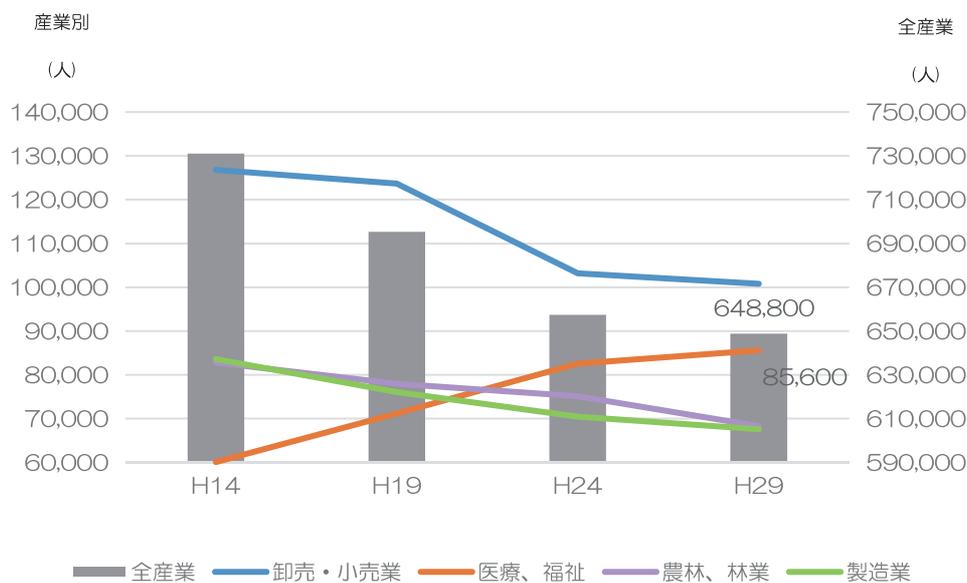
本県の経済の動向は、新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食業や宿泊業をはじめとした幅広い業種にわたって、厳しい状況が続いており、影響の長期化が懸念される中、労働市場から多くの労働者が、介護業界に流入する可能性があり、新規参入者の着実なキャリアアップを支援することが重要です。

介護業界に多くの優秀な人材が流入し、良いケアの提供が可能となることで、サービス利用者の満足度の向上とともに経済に好循環が生まれることが期待されます。

また、良質なサービスを提供する事業者が事業を拡大させていくことができるよう、県において既に取り組んでいる介護サービス情報の公表や昨今、国が提唱する介護現場の効率化や介護業界のイメージ改善などの介護現場の革新に関する取組を通じて、事業者の創意工夫や技術革新を促していくことも必要です。

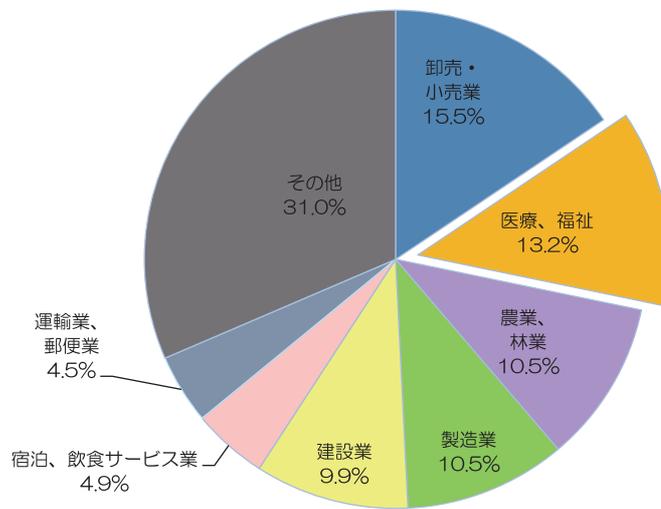
【関連データ】

図表Ⅲ－93 産業別就業者数の推移（青森県）



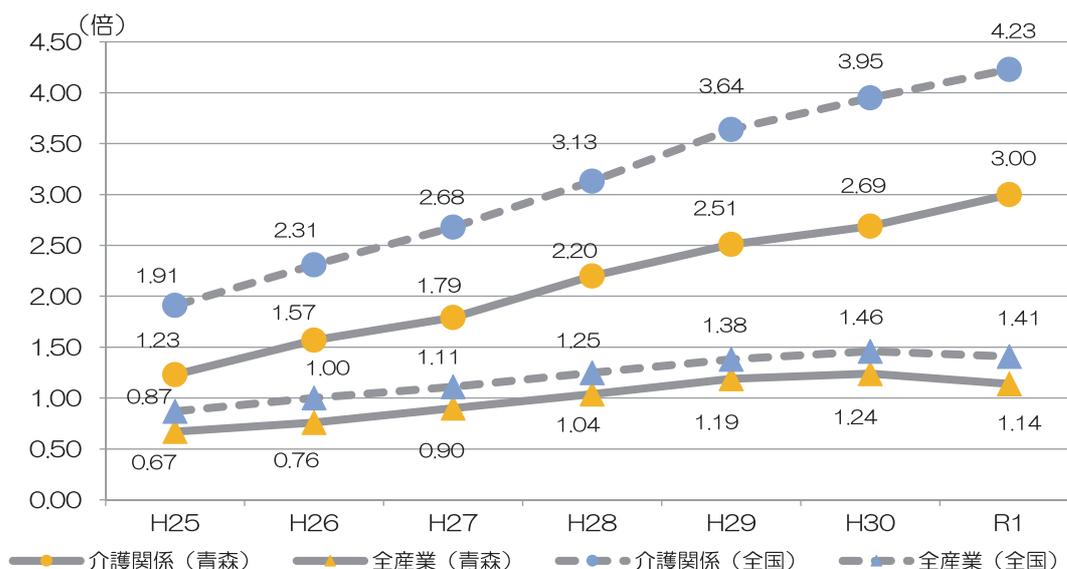
資料：総務省 就業構造基本調査

図表Ⅲ－94 産業別就業者の割合（青森県）



資料：総務省 就業構造基本調査（平成 29 年度）

図表Ⅲ－75（P114再掲） 有効求人倍率の推移（青森県）



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」を特別集計したもの

施策の方向性

青森県福祉・介護人材確保グランドデザインにおける重点的な取組として、介護サービス事業所認証評価制度の実施、法人情報の公表により、適切な職員処遇や人材育成を行う事業所の人材確保定着を支援します。

具体的施策

- 介護サービス事業所認証評価制度や事業所情報の公表により、「見える化」を推進します。
- 介護職員処遇改善加算取得促進による賃金改善の推進等による雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。
- 介護現場の効率化・負担軽減、介護業界のイメージ改善について関係団体や有識者とともに取り組みます。
- 利用者へのサービス提供、職員の育成、非常災害対策、地域貢献等の施設運営上の工夫を凝らした特色ある取組を収集し、集団指導等を活用して展開します。

(3) 老人福祉を实践する法人に求められる社会的な役割

現状と課題

老人福祉を实践する法人にあっては、在宅介護の推進やサービスの質の向上に向けて事業者間の相互連携、サービス相談、人材養成、良質な介護技術の普及に努める必要があります。また、地域福祉向上の観点から、住民が行う地域福祉活動への協力やそれに対する技術的な支援を行うことが期待されています。

その中で社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきました。しかしながら、社会福祉法人の今日的な意義は、これにとどまらず、地域福祉の中心的な担い手として、営利企業等の経営主体では対応困難な福祉サービスの提供を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組を積極的に講じ、地域社会に貢献することにあります。

こうした時代の要請を踏まえ、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、地域社会に貢献する法人の在り方を確立するために、社会福祉法が平成28年3月に一部改正され、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人に対し、「地域における公益的な取組」を行う責務が明記され、今後社会福祉法人には、市場で安定的・継続的に提供されることが望めない福祉サービスの提供、すなわち既存の制度の対象とならない福祉サービスを無料または低額で提供する事業に取り組むことが求められています。(図表Ⅲ-95) 社会福祉法人は事業継続に必要な財産の取扱いが明確化され、事業継続に必要な財産額を上回る場合には、「社会福祉充実計画」を策定し、これに基づく「社会福祉充実事業」を実施する必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ-95 地域における公益的な取組



○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

資料：厚生労働省

施策の方向性

- 社会福祉法人が、その本旨に基づき、地域のニーズを踏まえて、日常生活、社会生活上の支援を必要とする方に対して無料または低額な料金により福祉サービスを提供する事業に取り組むことができるように、必要な情報提供により働きかけます。
- 低所得者を対象とする利用者負担軽減制度事業を実施するよう社会福祉法人等に働きかけます。

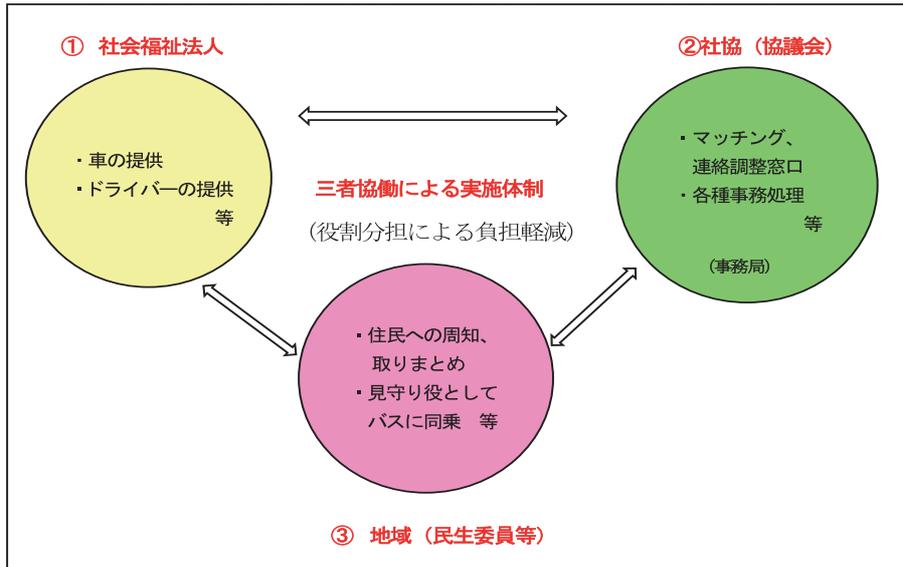
具体的施策

- 社会福祉法人などの社会貢献団体等に対し、市町村と連携し、生活支援サービスの提供主体となるよう促すとともに、民間事業者等が市町村と連携して行う地域における見守り等の支え合い活動が県内全域で行われるよう働きかけていきます。
- 低所得者を対象とする利用者負担軽減制度事業の実施を、集団指導等を通して社会福祉法人等に働きかけます。
- 施設整備補助にあたり利用者負担軽減制度事業を実施している社会福祉法人を優先して採択します。
- 利用者負担軽減制度事業実施の申し出を青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証取得のための要件の1つとします。

達成目標

| 指標名 | 現状 (令和元年度) | 目標 (令和5年度) |
|--|---------------|---------------|
| 法人・社会福祉協議会・地域等の複数協働による地域貢献活動の実施圏域数 ※コラム 三者協働による地域貢献活動（西北モデル）【例】参照 | 1圏域 | 6圏域 |
| 介護サービスを行う社会福祉法人のうち利用者負担軽減措置事業実施の申出をする法人の割合 | 56.1% | 80% |

◇「三者協働による地域貢献活動（西北モデル）」【例】 ～ 移動支援の場合



※ 従来は、各社会福祉法人が単独で上記全ての役割を担って実施。

資料：県高齢福祉保険課

◆ 社会福祉法人に対する優遇措置・規制監督

社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制の優遇措置や補助金の交付を受けています。

| | |
|------|--|
| 優遇措置 | 法人税、登録免許税、固定資産税等の非課税措置、施設整備費、運営費等に係る補助金の交付、退職手当共済制度に対する公費負担、社会福祉法人への寄附者に対する税額控除 |
| 規制監督 | 所轄庁による定款の認可、基本財産処分の承認等、所轄庁による指導監督（報告、指導監査、勧告、行政処分）、資金の用途制限、収益事業の制限、解散時の残余財産の帰属先の制限 |